

## 資料 2

# 信書便事業に関する 説明会開催状況

■ 信書便事業に関する説明会開催状況（開催場所及び開催回数）

### 信書便事業に関する説明会開催状況（開催場所及び開催回数）

地方局	信書便法施行前	信書便法施行後	
	15年度	16年度	17年度
北海道	札幌市(1)	旭川市(1)・札幌市(1)	函館市(1)
東北	仙台市(1)	仙台市(1)・盛岡市(1)	福島市(1)
関東	東京都千代田区(1)	さいたま市(1)・ 千葉市(1)	茨城市(1)
信越	長野市(1)	新潟市(2)・長野市(1)	長野市(1)・松本市(1)
北陸	金沢市(1)	富山市(1)・金沢市(1)	金沢市(1)
東海	名古屋市(1)	名古屋市(1)・岐阜市(1)	静岡市(1)
近畿	大阪市(1)	大阪市(2)	大阪市(2)・大津市(1)・ 和歌山市(1)
中国	広島市(1)	広島市(1)・岡山市(1)	広島市(1)・山口市(1)・ 米子市(1)・神石高原町(1)
四国	松山市(1)	高松市(1)・徳島市(1)	高知市(1)
九州	熊本市(1)	鹿児島市(1)・福岡市(1)	熊本市(1)
沖縄	那覇市(1)	那覇市(2)	うるま市(1)・那覇市(1)

※表中( )は開催回数を指す。

## 資料 3

**整備法・整備令により  
信書便でも  
送達できることとなった信書**